

## 高知県公立大学法人中期計画の一部変更について

### 1 変更の目的

平成27年4月1日に高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学が吸収合併をし、存続法人である高知県公立大学法人の中期目標の一部を変更したことに伴い、中期計画の一部を変更する。

### 2 変更の主な内容（新旧対照表ページ数）

- ①高知工科大学に関する教育・研究・社会貢献を追加（P8-10）
- ②地方創生や高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、両大学に次の内容を記載
  - ・県内就職の支援：県内企業との連携を強化する（P6, P9）
  - ・産学官民連携：産学官民連携センターとの連携を行う（P8, P10）
- ③法人統合により、効率的かつ合理的な事務処理を行うことを記載（P13）

### 3 その他

現行の中期計画期間 平成23年度～平成28年度

#### <地方独立行政法人法抜粋>

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。